

2013.04.15

「憲法改正に対する私の考え」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。今日は4月15日月曜日です。

今日は、参議院選挙の争点の一つになると言われています「憲法改正」について私の考えを述べさせていただきます。現憲法は、日本に主権が無い時代に GHQ の命令によって作られたものです。そもそも、憲法としての資格がないという事をまず念頭に置く必要があります。そして、「憲法改正を行う」という場合には、特に憲法改正規定である 96 条には「三分の二の両院の賛成によって発議ができ、国民投票で二分の一の賛成が必要である。」と規定されています。しかし、「これでは改正ができないではないか。だから、せめて両院の賛成を三分の二から二分の一にすれば改正がしやすくなる。そして、国民投票をすればいいじゃないか。」という人が憲法 96 条を改正しようとする方の意見であります。また、憲法改正に関する世論調査によりますと、改正する内容については様々な意見がありますが、「今の憲法を改正した方が良いという方々が 6 ～7 割もいるんだから、内容はともかく、改正しやすいようにしていこうではないか。ここから憲法改正の糸口を掴んでいこう。」ということです。

しかし、私は残念ながらこのような主張には賛同できません。「憲法改正を行うとなると、両院で三分の二の賛成をもらうのは難しく、今回が最後のチャンスかもしれない。」と思われるのは分からなくもありません。しかし、憲法

と言うのはもともと変え難いものなのです。普通の法律は両院で二分の一以上の賛成があれば改正できますが、何故、憲法は二分の一ではなく、三分の二になっているのかというと、そう簡単に改正できないというのが憲法 96 条の趣旨です。実は大日本帝国憲法にも同じように規定されています。国民投票というのは今の憲法の追加された部分ですが、もともと大日本帝国憲法でも両院で三分の二の賛成がないと改正できませんでした。それは何故かかというと、憲法というのは国の形を示しているものだからです。日本人や日本の国の形そのものを、その時代の人の思いつきによって二分の一の賛成で簡単に換えられては困るものなのです。ここが普通の法律と憲法の違うところです。また、「ドイツでは同じように占領された国なのに、何回も改正しているではないか。」という例えがよくされるのですが、実は、ドイツには憲法は無く、基本法があるだけです。ドイツは当時、分断国家になりましたから、まだドイツ人としては憲法を作成していないのです。西ドイツの基本法を用いており、憲法ではありません。確かに、まず憲法 96 条から改正を行うということは、具体的な憲法改正の日程が見えることに関しては良いように思われるかもしれませんが、しかし、これでは憲法の本質を議論したことにならないと私は思います。そもそも、今まで戦後一貫して憲法は平和憲法で、「この憲法のおかげで基本的人権が守られ、日本人は自由になったんだ。平和国家になったんだ。」と教えこまれてきました。このように憲法は絶対に正しいと教えてきて、その中で憲法の問題

点を考えられる訳がありません。ですから、まず憲法制定の過程を国民にしっかり教えることが必要です。この憲法が日本人の意志とは無関係に作られたという、憲法の成り立ちからして、憲法の資格が無いのです。その問題ある憲法を今まで我々が押し付けられたというよりも、押し頂いて有り難く使っていたところに問題があるのです。このことをしっかりと国民が共通の知識の基盤として持っていないといけません。そもそも国民投票をするにしても、国民は一体憲法の何が問題なのかが分かってないのです。それは政治家も同じです。戦後教育の中で憲法教育を受けてきた政治家ばかりですから、憲法を論ずる資格があるかどうか、非常に危なっかしい状態であると思います。今の憲法やその制定過程に問題があり、我々の価値観とは相容れないものが憲法として使われている訳です。これは占領時代に GHQ が間接統治をするために、自分達が直接命令するのではなく、自分達の命令を受ける形で日本国民が憲法改正し、自分達の要求を受け入れる形で様々の法律を作ってきました。その結果、占領時代も、自分達が自主的に国会議員が議論して決めたと思い込んでいる訳ですが、実はそうではありません。憲法だけではなく、色々な法律も GHQ の司令によって、法律を作り、財閥を解体し、農地改革など、様々な施策が行われ、それがあたかも正しいことだと考えていたのです。特に農地改革は非常に素晴らしいという方がいらっしゃるのですが、現実には悪い面もあります。更に言えば、我々が占領国家に押し付けられた施策を行うことは甚だ不名誉であり、良くな

いことに決まっています。ですから、憲法のみならず、様々な法律も占領軍によって作られており、そこをもう一度考え直してみますと戦後の姿が見えてきます。本来なら、憲法は占領が終わった昭和 27 年 4 月 28 日に、占領時代に用いられていた憲法を破棄し、もう一度明治憲法に戻り、大日本帝国憲法の誤りを直していく、つまり軍部の独走を許してしまうという箇所があれば 3 分の 2 の議決で改正していく方が良かったのです。しかし、これをせずに、60 数年が過ぎてしまったのです。もはや時効ではないかと仰られる方もいますが、そうではありません。これでは、主権国家として日本が、今日に至っても未だに十分な国の形をなしていないと私は思います。そして、それは一番重要な憲法が作られた経緯や仕組みを含めて、国民が全く議論をせず、国民は自分達で憲法を作ったと思い込んでいるからです。またそうではないと知っていても、そのまま認めざるを得ないというのが現状です。戦後の占領状態から抜け出そうとしてこなかったのです。今回、憲法が来たる参議院選挙で争点になることは良いことだと思います。ただ私自身は 96 条改正に賛成ではありませんが、この問題を掲げることによって、再び日本の国の形、あり方を考えていく機会になるのなら意味があると思っています。

この憲法問題は一回では語り尽くせないなので、度々お話をさせていただきます。そして、本日は私の憲法改正に関する考えを話させていただきました。本日も御覧頂きありがとうございました。